各審議会における報告(案)について

〇化学物質審議会安全対策部会

・2・2・2ートリクロロー1ー(2一クロロフェニル)—1—(4一クロロフェニル)エタノール並びにペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基(アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化合物を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定並びに同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について(案)

〇中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の 審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第二次報告案) $2 \cdot 2 \cdot 2$ ートリクロロー1ー(2ークロロフェニル)一1ー(4ークロロフェニル)エタノール並びにペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基(アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化合物を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定並びに同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について(案)

年 月 日 化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

(1) 2・2・2ートリクロロー1ー(2ークロロフェニル) ー1ー(4ークロロフェニル) エタノール並びにペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基(アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化合物について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「法」という。)第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき
	製品
2・2・2-トリクロロー	
1-(2-クロロフェニル)	(なし)
-1-(4-クロロフェニ	(14.0)
ル) エタノール	
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩	・フロアワックス
	・撥水撥油加工をした生地
	・撥水撥油加工をした衣服
	・撥水撥油加工をしたカーペット
	・接着剤及びシーリング用の充填料
	・コーティング剤
	・塗料、ニス
	・トナー
	・洗浄剤
	・業務用写真フィルム
	・耐水・耐油処理をした加工紙

- ・半導体の製造に使用する反射防止剤
- 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

炭素原子に結合するペンタ デカフルオロアルキル基 (アルキル基の炭素数が7 のものに限る。)を含む化合 物(オクタデカフルオロア ルカン(アルカンの炭素数 が8のものに限る。)、ク ロロ (ヘプタデカフルオロ) アルカン(アルカンの炭素 数が8のものに限る。)、 ブロモ(ヘプタデカフルオ ロ) アルカン (アルカンの 炭素数が8のものに限 る。)、ペルフルオロアル キル基(アルキル基は直鎖 であり、炭素数が17を超 えるものに限る。)を有す る化合物、ペルフルオロア ルカンカルボン酸(アルカ ンカルボン酸の炭素数が9 以上のものに限る。これら の塩、エステル、酸ハロゲ ン化物、無水物を含む。)、 ペルフルオロアルキルホス ホン酸(アルカンスルホン 酸の炭素数が8以上のもの に限る。これらの塩、エス テル、酸ハロゲン化物、無 水物を含む。)、ペルフル オロアルカンスルホン酸 (アルカンスルホン酸の炭 素数が9以上のものに限 る。これらの塩、エステル、 酸ハロゲン化物、無水物を 含む。)及びPFOSとそ の塩又はPFOSFを除

- ・フロアワックス
- 繊維製品用保護剤及び防汚剤
- 撥水撥油剤
- ・撥水撥油加工をした繊維製品
- ・消泡剤
- コーティング剤
- ・光ファイバー又はその表面コーティング剤
- 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

< ₀)	

(2) 2・2・2ートリクロロー1ー(2ークロロフェニル)ー1ー(4ークロロフェニル)エタノール並びにペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基(アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化合物について、法第25条に規定する政令で定めるべき用途は、以下のとおり。

第23条に規定する政市で定め 化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
2・2・2-トリクロロ— 1-(2-クロロフェニル) -1-(4-クロロフェニ ル) エタノール	(なし)
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩	(なし)
炭素原子におっています。 デカフルキル基の炭を含むれという。 でアルをでは、カフルのでは、カフルのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンがでは、カカンがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、カルがでは、大のに、アルがでは、カルがでは、カルがでは、大の地では、大の地では、大の地では、大の地では、大の地では、大の地では、大のには、大のには、大のには、大のには、大のには、大のには、大の地では、大のいが、大のいが、大のいが、大のいが、大のいが、大のいが、大のいが、大のいが	医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタ ンブロミド (PFOB) の製造のためのペルフル オロオクタンヨージド (PFOI) の使用

ン化物、無水物を含む。)、ペルフルオロアルキルホスホン酸(アルカンスルホン酸の炭素数が8以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)、ペルフルオロアルカンスルホン酸(アルカンスルホン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)及びPFOSとその塩又はPFOSFを除く。)

(3) 2・2・2ートリクロロー1ー(2ークロロフェニル) ー1ー(4ークロロフェニル) エタノール並びにペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基(アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化合物について、法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品は、以下のとおり。

化学物質	法第28条第2項に規定する技術上の基準に従	
	わなければならない当該化学物質が使用されて	
	いる製品	
2・2・2-トリクロロー		
1-(2-クロロフェニル)	(なし)	
-1-(4-クロロフェニ	(14.0)	
ル) エタノール		
ペルフルオロオクタン酸	. 冰. h. 四 冰. h. 四. 四. 冰. b. 安立 17. 7 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
(PFOA) とその塩	・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	
炭素原子に結合するペンタ		
デカフルオロアルキル基		
(アルキル基の炭素数が7	・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	
のものに限る。)を含む化合		
物(オクタデカフルオロア		

ルカン(アルカンの炭素数 が8のものに限る。)、ク ロロ (ヘプタデカフルオロ) アルカン(アルカンの炭素 数が8のものに限る。)、 ブロモ(ヘプタデカフルオ ロ)アルカン(アルカンの 炭素数が8のものに限 る。)、ペルフルオロアル キル基(アルキル基は直鎖 であり、炭素数が17を超 えるものに限る。)を有す る化合物、ペルフルオロア ルカンカルボン酸(アルカ ンカルボン酸の炭素数が9 以上のものに限る。これら の塩、エステル、酸ハロゲ ン化物、無水物を含む。)、 ペルフルオロアルキルホス ホン酸(アルカンスルホン 酸の炭素数が8以上のもの に限る。これらの塩、エス テル、酸ハロゲン化物、無 水物を含む。)、ペルフル オロアルカンスルホン酸 (アルカンスルホン酸の炭 素数が9以上のものに限 る。これらの塩、エステル、 酸ハロゲン化物、無水物を 含む。)及びPFOSとそ の塩又はPFOSFを除 < 。)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について (第二次報告案)

令和元年9月20日

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第一次答申)」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。)第2条第2項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された化学物質について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

なお、現時点で実態が不明な点については、今後、早急に調査を行い、その結果やパブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について(法第24条)

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	・ フロアワックス ・ 撥水 撥油加工をした生 ・ 撥水 撥油加工をした衣 服 ・ 撥水 撥油加工をした力 ・ 接面 カー 接面 充 ・ カー ・ カー ・ カー・ ナー ・ 洗浄剤

- ・ 業務用写真フィルム
- ・ 耐水・耐油処理をした 加工紙
- ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤
- 消火器、消火器用消火 薬剤及び泡消火薬剤

炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基 (アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化 合物

ただし、以下の化合物を除く。

- オクタデカフルオロアルカン(アルカンの炭素数が8のものに限る。)、クロロ(ヘプタデカフルオロ)アルカン(アルカンの炭素数が8のものに限る。)、ブロモ(ヘプタデカフルオロ)アルカン(アルカンの炭素数が8のものに限る。)
- ・ ペルフルオロアルキル基(アルキル基は直鎖であり、炭素数が17を超えるものに限る。)を有する 化合物
- ・ ペルフルオロアルカンカルボン酸(アルカンカルボン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)
- ・ ペルフルオロアルキルホスホン酸(アルキルホス ホン酸の炭素数が8以上のものに限る。これらの 塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)
- ・ ペルフルオロアルカンスルホン酸(アルカンスルホン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)
- ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)と その塩、又はペルフルオロオクタンスルホニルフ ルオリド(PFOSF)

- フロアワックス
- 繊維製品用保護剤及び 防汚剤
- · 撥水撥油剤
- ・ 撥水撥油加工をした繊 維製品
- ・消泡剤
- ・ コーティング剤
- ・ 光ファイバー又はその 表面コーティング剤
- 消火器、消火器用消火 薬剤及び泡消火薬剤

[※] 製品についての表現の仕方は今後変更がありうる。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について (法第25条)

他の物による代替が困難であり、かつ、第一種特定化学物質が使用されることにより、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは 生育に係る被害を生ずるおそれがないため、以下の用途について、第一種特定化学 物質の使用を認めることが適当である。

第一種特定化学物質	法第25条に規定する
	政令で定めるべき用途
炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基	医薬品の製造を目的とした
(アルキル基の炭素数が7のものに限る。) を含む化	ペルフルオロオクタンブロ
合物	ミド(PFOB)の製造の
	ためのペルフルオロオクタ
ただし、以下の化合物を除く。	ンヨージド(PFOI)の
・ オクタデカフルオロアルカン(アルカンの炭素数	使用
が8のものに限る。)、クロロ(ヘプタデカフルオ	
ロ)アルカン(アルカンの炭素数が8のものに限	
る。)、ブロモ(ヘプタデカフルオロ)アルカン(ア	
ルカンの炭素数が8のものに限る。)	
・ ペルフルオロアルキル基(アルキル基は直鎖であ	
り、炭素数が17を超えるものに限る。)を有する	
化合物	
・ ペルフルオロアルカンカルボン酸 (アルカンカル	
ボン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの	
塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)	
・ ペルフルオロアルキルホスホン酸 (アルキルホス	
ホン酸の炭素数が8以上のものに限る。これらの	
塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)	
・ ペルフルオロアルカンスルホン酸 (アルカンスル	
ホン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの	
塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。)	
· ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)と	
その塩、又はペルフルオロオクタンスルホニルフ	
ルオリド (PFOSF)	

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針等に従わなければならない製品について(法第28条第2項)

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者に技術上の指針への適合義務や表示義務を課すことが適当である。

第一種特定化学物質	製品
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	消火器、消火器用消火薬剤
	及び泡消火薬剤
炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基	消火器、消火器用消火薬剤
(アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化	及び泡消火薬剤
合物	
ただし、以下の化合物を除く。	
・ オクタデカフルオロアルカン(アルカンの炭素	
数が8のものに限る。)、クロロ(ヘプタデカフ	
ルオロ)アルカン(アルカンの炭素数が8のも	
のに限る。)、ブロモ(ヘプタデカフルオロ)ア	
ルカン(アルカンの炭素数が8のものに限る。)	
· ペルフルオロアルキル基(アルキル基は直鎖で	
あり、炭素数が 17 を超えるものに限る。) を有	
する化合物	
・ ペルフルオロアルカンカルボン酸(アルカンカ	
ルボン酸の炭素数が9以上のものに限る。これ	
らの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を	
含む。)	
・ ペルフルオロアルキルホスホン酸(アルキルホ	
スホン酸の炭素数が8以上のものに限る。これ	
らの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を	
含む。)	
・ ペルフルオロアルカンスルホン酸(アルカンス	
ルホン酸の炭素数が9以上のものに限る。これ	
らの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を	
含む。)	
· ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	
とその塩、又はペルフルオロオクタンスルホニ	
ルフルオリド (PFOSF)	

[※] 製品についての表現の仕方は今後変更がありうる。